

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

H26.7 審議のまとめのポイントについて

1. 子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）

1. 子供を直接対象とする自殺予防教育の必要性

- ・ 子供は、心の危機に陥り、自殺の危険が高まったときに、親や教師ではなく、同世代の友人に気持ちを打ち明ける例が多い
- ・ しかし、自殺願望を打ち明けられた子供も、どのように対応したらよいか分からず、最終的な悲劇が起きる可能性も高い
- ・ 子供に対して自殺を話題にすることで「寝た子を起こす」という懸念を耳にするが、子供は既に様々なところで多くの情報を手に入れてしまっており、その情報の多くは誤っている
- ・ 自殺の危険とその対応について、正しい知識を子供に与える必要がある。この世代の心の健康な発達は、現時点での自殺予防にとどまらず、生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても重要である

2. 子供を直接対象とした自殺予防教育を実施する上での前提条件

- ・ 学校で児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施する以上、予想外の有害事象が起きる可能性も十分に検討し、以下のとおり適切な前提条件を整えた上で、効果的かつ安全な教育を進める必要がある

① 実施前に関係者間で合意を形成しておく

(なぜ子供を直接対象とする自殺予防教育が必要なのか、教師・保護者・地域の関係機関等の関係者が十分に話し合い、その内容を理解して、合意に達しておく)

② 適切な教育内容

(自殺の実態を中立的な立場で示し、早い段階で気づき適切な対策を採ることで、自殺は予防可能であることの理解を促す)

<自殺予防教育プログラムの目標>

- ・ 早期の問題認識（心の健康）
- ・ 援助希求的態度の育成

<自殺予防教育の内容例>

- ・ 自殺の深刻な実態を知る
- ・ 心の危機のサインを理解する
- ・ 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
- ・ 地域の援助機関を知る

③ ハイリスクの生徒のフォローアップ

(プログラム実施前後のアンケートなどによりハイリスクの子供を見付け出し、必要に応じて専門機関へ紹介するなどして、適切に支援する)

2. 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）

- ・ 平成23年度、背景調査の枠組みや実施例を「調査の指針」として策定し、通知
- ・ その後、指針が各地で運用される中で、調査委員会の在り方や、得られた情報の取扱い等、共通の課題も見られた
- ・ また、平成25年にいじめ防止対策推進法が成立し、重大事態への対処について規定された
- ・ これらを踏まえ、平成25年度より、指針の見直しを検討した

< 改訂版指針における調査の流れ >

< 基本調査 >

- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定。
→ 遺族との関わり・関係機関との協力等／指導記録等の確認／全教職員からの聴き取り 等

< 詳細調査への移行の判断 >

- 設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断する。この際、第三者的な立場の機関に意見を求めたり、外部専門家の意見を求めたりして、その意見を尊重する体制とすることが望ましい
- 全件移行することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する
 - ア) 学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合
- 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、詳細調査の必要性が高い場合には、改めて遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられる
- 調査組織が平常時から設置されていないような場合には、組織立ち上げには相応の時間を要することが多く、アンケート調査や聴き取り調査の実施の時機を逸する可能性もある。このため、移行の判断にあわせて、アンケート調査や聴き取り調査を、調査組織による詳細調査に先行して、緊急的に実施するかどうかを判断す

< 詳細調査 >

- 基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至るまでの過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す。調査の主体は、学校又は学校の設置者が考えられるが、公立学校にあっては、特別の事情がない限り、学校の設置者が主体となる
- 自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で「詳細調査」を実施すべき。この調査組織の構成は、職能団体等からの推薦によるなど、公平性・中立性を確保することが必要

【詳細調査の実施】

- ・ 調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）／
自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言／報告書のとりまとめと遺族等への説明／
調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 等

※ 自殺の事実を在校生に伝えての調査は、遺族の了解、児童生徒・保護者の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提。

< 見直しのポイント >

1. 背景調査の手順を整理し直し、実施主体を明確化

- ・ 学校が全ての事案で必ずすべき情報収集・整理を「基本調査」とし、外部の専門家を加えた調査組織による調査を「詳細調査」とする
- ・ 「詳細調査」に移行するかどうかの判断は、学校の設置者が行う

2. 詳細調査は、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行うと整理

- ・ 従来の指針では、調査委員会を設置しない形での「詳しい調査」の実施がありうるとしていたが、改訂版では、外部専門家を加えた調査組織によるものとした
- ・ 調査組織の構成の在り方について、従来の指針では詳細な記載はなかったが、改訂版では、中立的な組織とするため、職能団体等の推薦等によって人選すること等を記載した
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織がある場合には、その組織の活用も有効であるとした

3. アンケート調査の実施と得られた資料の遺族等への提供について整理

- ・ 改訂版では、アンケート調査の実施に際しての具体的な記載を充実した
- ・ 例えば、アンケート調査で得た情報の扱いは、調査実施より前に遺族と相談し、扱いを決めた上で子供や保護者に協力を求める必要がある。このため改訂版では、遺族に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、具体的な取扱い方針（どのような情報をいつ提供できるのか等）を必ず事前に検討し、遺族に説明するとしている

4. 遺された者の心のケアと調査の関係について新たに解説

- ・ 自殺が起きた後には、原因を単純化して自分や他人を責めるなど、周囲の人々（子供）の心と体に様々な反応が現れうる。従来の指針では、ともすれば調査の実施が優先され、子供の心理面への配慮との関係がわかりにくいという課題があった
- ・ 改訂版では、調査においても心のケアの観点を持ち、配慮の必要な関係者には関係機関と連携してケアをすること等について解説している

5. いじめ防止対策推進法との関係

- ・ この指針は、いじめが疑われるかどうかに関わらず、自殺事案全件を対象としている。全件への調査の中で、いじめが疑われる状況になった場合には、いじめ防止対策推進法に基づく対応が必要となるため、改訂版の指針は、各手順で、いじめが疑われる場合の措置についても示すなど、いじめ防止対策推進法を踏まえた対応を整理している

6. 背景調査の目的は、あくまで自殺の予防であることを再度確認すると共に、報告書においては、調査の結果を踏まえて、児童生徒を直接対象とする自殺予防教育の実施を含めた再発防止策を明記する必要性を強調している。

3. 子供の自殺等の実態分析

(H23.6 より子供の自殺に関するデータを収集しているが、平成 25 年末までに収集された約 500 件のデータを、当会議で分析したもの)

- ① 死亡した児童生徒の個人の状況や、置かれていた状況・環境（死亡の理由に関係なく、該当するものを「学校的背景」「家庭的背景」「個人的背景」それぞれで選択する）

※5%程度以上の調査票で該当のあった項目

（学校的背景）「進路問題」11.9% 「不登校又は不登校傾向」9.9% 「学業不振」6.9%
「友人関係での悩み（いじめを除く）」7.9% 「異性問題」5.8%

（家庭的背景）「保護者との不和」9.9% 「保護者の離婚」6.5% 「経済的困難」4.6%

（個人的背景）「精神科治療歴有」13.5% 「独特の性格傾向（※）」10.5%
「自殺をほのめかしていた」10.1% 「自傷行為」8.3% 「孤立感」7.5%
「厭世（えんせい）」6.0%

（※）周りの人に甘え頼るなどの未熟・依存的性格傾向、俗に言うキレやすいタイプの衝動的な性格傾向、二者択一的な考えにとらわれるなど極端な完全癖 等

※参考 「教職員からの指導・懲戒等の措置」2.8% 「いじめの問題」2.0%

- ② 「特記事項」欄（自由記載）からの分析

- ・ 学校は子供にとって生活時間の大半を過ごす場所であるため、友人関係のトラブルやいじめから孤立感を強めるといった状況が自殺の背景にみられる事例がある
- ・ 学業不振、成績低下という学習面でのつまずきが、自尊感情の低下を招き、自殺の背景となっている事例も少なくない
- ・ 家庭環境での問題もこの世代の子供にとって重要な危険因子である
- ・ 学校でも家庭でもサポートが得られない状況に、自殺した子供が置かれていたという事例がある
- ・ 自殺に至った子供に関して、適切な精神科治療や必要な支援を受けていれば自殺予防につながったと思われる例は少なくない（特に高校生の例では、大人と同じような形で精神疾患の存在が自殺と関連していると思われる例が散見された）